

船員法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 衛生管理者資格の認定
- ② 手続き根拠 : 船員法第82条の2第3項第2号（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第12条）
- ③ 手続対象者 : 認定を受けようとする者であって次のいずれかの要件を満たす者。
 - 1. 医師 2. 歯科医師、薬剤師又は獣医師 3. 保健師、助産師、看護師又は准看護師 4. 医学士、歯学士、薬学士又は衛生看護師 5. 医学、歯学その他の保健衛生に関する旧専門学校令に基づく旧専門学校卒業生
 - 6. 外国で医師免許を得た者 7. 労働安全衛生法の規定による衛生管理者の資格を有する者で、船舶に乗り組んで一年以上船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有する者 8. 衛生管理者として必要な知識及び技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了した者 9. その他以上に掲げた者と同等以上の能力を有すると認められる者
- ④ 提出時期 : 資格の認定を受けるとき。
- ⑤ 提出方法 : 所定の申請書に必要事項を記入し、⑥の手数料に相当する収入印紙を貼り付けたうえ、地方運輸局又は支局・海事事務所の窓口へ提出する。
- ⑥ 手数料 : 2,600円
- ⑦ 添付書類・部数 : ③の要件に適合することを証する書類及び戸籍謄本、抄本もしくは記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(※)・1部
- ⑧ 申請書様式 : 衛生管理者試験申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局又は支局・海事事務所にお問い合わせ下さい。

※ 総務省が実施した「申請手続き等の見直しに関する調査」を踏まえ、申請者の負担軽減を図るため、「船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）を平成29年6月15日付けで改正し、戸籍謄本等に加え、本籍の記載のある住民票の写しの提出も可能となりました。

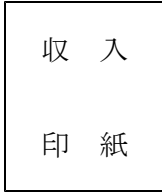
2. 窓口情報

- ① 提出先（支局・海事事務所を除く）

北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	011-290-2772
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課	025-244-6128
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課	092-472-3175
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第12条
- ② 標準処理期間 : 3日間（経由機関があれば12日）
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法による



衛生管理者資格認定申請書

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者氏名

⑩

本 籍

現 住 所

衛生管理者の資格の認定を受けたいので、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第

13条の規定により申請します。

記

1 上記省令第12条各号の1に該当する資格及び経験（乗組み船舶の名称及び衛生管理業務従事期間）

2 上記資格を証する書類の名称、発行者、発行番号及び発行年月日